

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成19年12月5日

**【事業年度】** 第9期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

**【会社名】** 株式会社イントランス

**【英訳名】** INTRANCE CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 上島規男

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区東三丁目14番15号

**【電話番号】** (03)5778-2145

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役兼管理本部長兼人事・総務部長 鳥越憲一

**【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区東三丁目14番15号

**【電話番号】** (03)5778-2145

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役兼管理本部長兼人事・総務部長 鳥越憲一

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出いたしました第9期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（6）＜省略＞

（訂正後）

（1）～（6）＜省略＞

（7）株式の割当てを受ける権利の決定

当社は、企業環境の変化に対応し機動的な経営を遂行するため、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主（実質株主を含む。）に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申し込みの期日の決定は、取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。

（8）取締役の一部責任免除

当社は、取締役がその職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって取締役および取締役であった者の会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めています。

また、当社は、社外取締役の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することがで

きる旨定款に定めています。

(9) 監査役の一部責任免除

当社は、監査役がその職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって監査役および監査役であった者の会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めています。

また、当社は、社外監査役の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる旨定款に定めています。

(10) 中間配当

当社は、株主への利益還元の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。